以下の記述のうち、正しいものには○を、間違っているものには×をつけてください。

問1

政府は、オープンデータ基本指針にて、オープンデータを以下のすべてを満たすデータとして定義している。

1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読に適したもの
3. 無償で利用できるもの

問2

機械判読に適したデータと、人間が見やすいデータの形式は、同じである。

問3

オープンデータを公開することは地域課題の解決に役立つことがある。

問4

情報公開請求件数の多いデータをオープンデータとして公開することにより、業務負担を軽減できるケースがある。

問5

行政がオープンデータを提供する場合、行政はデータを公開するところから最終的なアプリケーションの

構築まで、全てを担う。

問6

すでに自治体のホームページで公開している情報に利用規約(利用ルール)をつければオープンデータ

となる。

問7

オープンデータは、データ保有自治体のホームページに公開しなければならない。

問8

公開したオープンデータに誤りがあっても責任を負う必要はなく、速やかに修正すればよい。

問9

オープンデータは、PDF、Excelで公開してもよいが、機械判読に適したCSV形式での公開がより適している。

問10

オープンデータの公開後は、一切改変せず、そのまま公開し続けるべきである。

本資料の利用について

当資料で公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）の利用は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際（https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja に規定される著作権利用許諾条件を指す。）によるものとします。なお、リソースに個別のライセンスが定められているものはそれによります。なお、リソースに個別のライセンスが定められているものはそれによります。

コンテンツ利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

1) 出典の記載について

ア　コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

（出典記載例）

出典：総務省「オープンデータ化支援研修資料(2018)」

出典：「オープンデータ化支援研修資料(2018)」（総務省）（○年○月○日に利用）など

イ　コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも国（又は府省等）が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

総務省「オープンデータ化支援研修資料(2018)」を加工して作成

「オープンデータ化支援研修資料(2018)」（総務省）をもとに○○株式会社作成　など

2）　第三者の権利を侵害しないようにしてください

ア　コンテンツの中には、第三者が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

イ　コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。

ウ　第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

3）　個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

ア　一部のコンテンツには、個別法令により利用に制約がある場合があります。

4）　本利用ルールが適用されないコンテンツについて

以下のコンテンツについては、本利用ルールの適用外です。

ア　組織や特定の事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン

5）　準拠法と合意管轄について

ア　本利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。

イ　本利用ルールによるコンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツ又は利用ルールを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

他社所有商標に関する表示

Microsoft、WindowsおよびWord、Excel、PowerPointは、米国Microsoft Corporationの、米国およびその他の国における登録商標または商標です。

Adobe、Adobeロゴ、Flash、Flash Liteは、アドビシステムズ社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

その他の会社名および製品・サービス名は、それぞれを表示するためだけに引用しており、各社の登録商標あるいは出願中の商標である場合があります。

当サイトに記載されているシステム名、製品などには、必ずしも商標表示（ (R)、TM ）を付記していません。

免責事項等について

1.当コンテンツに記載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、総務省は利用者が当コンテンツの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

2.当コンテンツは、予告なしに内容を変更又は削除する場合があります。あらかじめ御了承ください。